A light green map of Hiroshima Prefecture is centered in the background. The text is overlaid on this map.

# 広島県からの提案

## グローバル連携・ビッグデータバンク創造活用特区

～ビッグデータバンクをテコにグローバルな活力を取り込む国際拠点を目指して～

平成27年12月



# 1 提案概要

感性COIを始めとしたプロジェクトや各企業等で蓄積されるビッグデータの円滑な収集・分析・ビジネスへの活用をテコとして、グローバルな高度人材が集積しやすい環境や、創業しやすい仕組みの構築などにより、イノベーションが連続的に生まれる環境を構築し、魅力ある雇用・労働環境を創出する。

※下線が追加提案項目

## グローバルな人材の集積

- ビッグデータ分析等を行う研究開発人材(高度人材)の集積を促進するため、外国人が働きやすい環境や、魅力のある広島ブランドを整備する。

### 《規制改革事項等》

- 高度人材外国人のポイント付与対象の拡充
- 外国人家事使用人に係る要件緩和
- 外国人家事支援サービスの提供
- 医師修練制度を活用した国際交流
- クールジャパンを支える人材の就労促進
- 民間主導の道の駅の設置

## 創業支援

- ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出を促進するため、創業しやすい仕組みを構築する。

### 《規制改革事項等》

- 雇用相談センターの設置
- 法人設立手続きの簡素化・迅速化
- 創業人材等の多様な外国人の受入促進
- 薬事相談の受付・審査の優先実施
- 法人税の引き下げ
- 法人税算定における補助金の益金不算入
- 官民の人材流動化促進

## ビッグデータの収集・活用促進

- 感性COIの取組を核に、円滑にビッグデータの収集・分析を行う仕組みを構築し、新ビジネスの創出や新たな商品開発等を促進する。

### 《規制改革事項》

- ビッグデータの収集・活用のための制度整備
- 無人自動飛行(ドローン)の技術実証のための制度整備
- 車両運転に係る規制の明確化
- 検査結果の本人通知の特例

イノベーションを通じて新しい経済成長のステージが生まれることで、  
魅力ある雇用・労働環境を創出

【KPI】開業率 H25:4.0%⇒H32:10.0%以上, 1人当たり付加価値額 H24:452万円⇒H32:493万円

## 2 グローバルな人材の集積

イノベーションを加速化させるため、その原動力となる新たな価値を創造する人材やグローバル化に対応できる人材の育成・集積、人材集積の核となる魅力ある地域環境の創出に取り組んでいる。



ビッグデータの分析やビジネスへの活用にも、それを担うことのできる高度人材の集積が不可欠である。

とりわけ、環太平洋パートナーシップ(TTP)協定により、サービス、投資の自由化が進み、経済分野のグローバル化の加速が見込まれる中で、外国人が働きやすい環境の整備や、外国人から見て魅力ある広島をデザインすることで、海外からの投資や人材を呼び込むことが重要であり、これまでの本県の取組と併せて、より多彩な人材の集積を促進する。

# 2 グローバルな人材の集積

## ◆活用する規制改革メニュー

項目	内容
外国人家事支援サービスの提供	特区内において、地方自治体等による一定の管理体制の下、家事支援サービスを提供する企業に雇用される外国人の入国・在留を可能化
<b>追加</b> 修練制度を活用した国際交流の推進	臨床修練制度を活用し、外国医師の受入れを、現在の「指定病院との間で緊密な連携体制が確保された診療所」から、指導医による指導監督体制を確保し、国際交流の推進に主体的に取り組むものであれば、「単独の診療所」にも拡充。

## ◆提案する規制の特例措置等

項目	規制内容	根拠法令	提案内容
高度人材外国人のポイント付与対象の拡充	高度人材外国人の認定に係るポイント項目に、「イノベーションを促進するための支援措置を受けている機関における就労」があるが、対象となる支援措置が限定されている。	法務省告示 (出入国管理法)	対象となる支援措置に広島県の創業・イノベーション創出に係る事業等を追加
外国人家事使用人の雇用に係る要件緩和	外国人が家事使用人を雇用・帯同できる要件として、人数が1人に制限されている。	法務省告示 (出入国管理法)	高度人材における入国帯同型以外において、人数制限を緩和
<b>追加</b> 外国医師による外国患者の診療	増加する外国人や誘致した外国企業等の従業員に対する生活支援等として、十分な医療サービスの提供が必要だが、外国人医師は臨床修練制度や二国間協定に基づく取組に限り、医業を行うことができるとされている。	医師法第2条, 第17条	外国の医師資格を取得し、一定の診療経験を有する者について、日本国内で当該国の外国人を診療可能とする。
<b>追加</b> クールジャパンを支える人材の就労促進	現行の在留資格では、アニメ、イラスト、デザイン、美容などを専門学校で学んだクールジャパンを支える人材が、国内で就労することが困難となっている。	出入国管理法第2条の2, 別表1の2	既存の在留資格への位置付け、又は新たな在留資格の創設
<b>追加</b> 民間主導の道の駅の設置	道の駅の設置者は、市町村又は市町村に代わり得る公的な団体に限定されている。	「道の駅」登録・案内要綱	道の駅の設置者に民間事業者を追加

# 3 創業支援

## ◆活用する規制改革メニュー

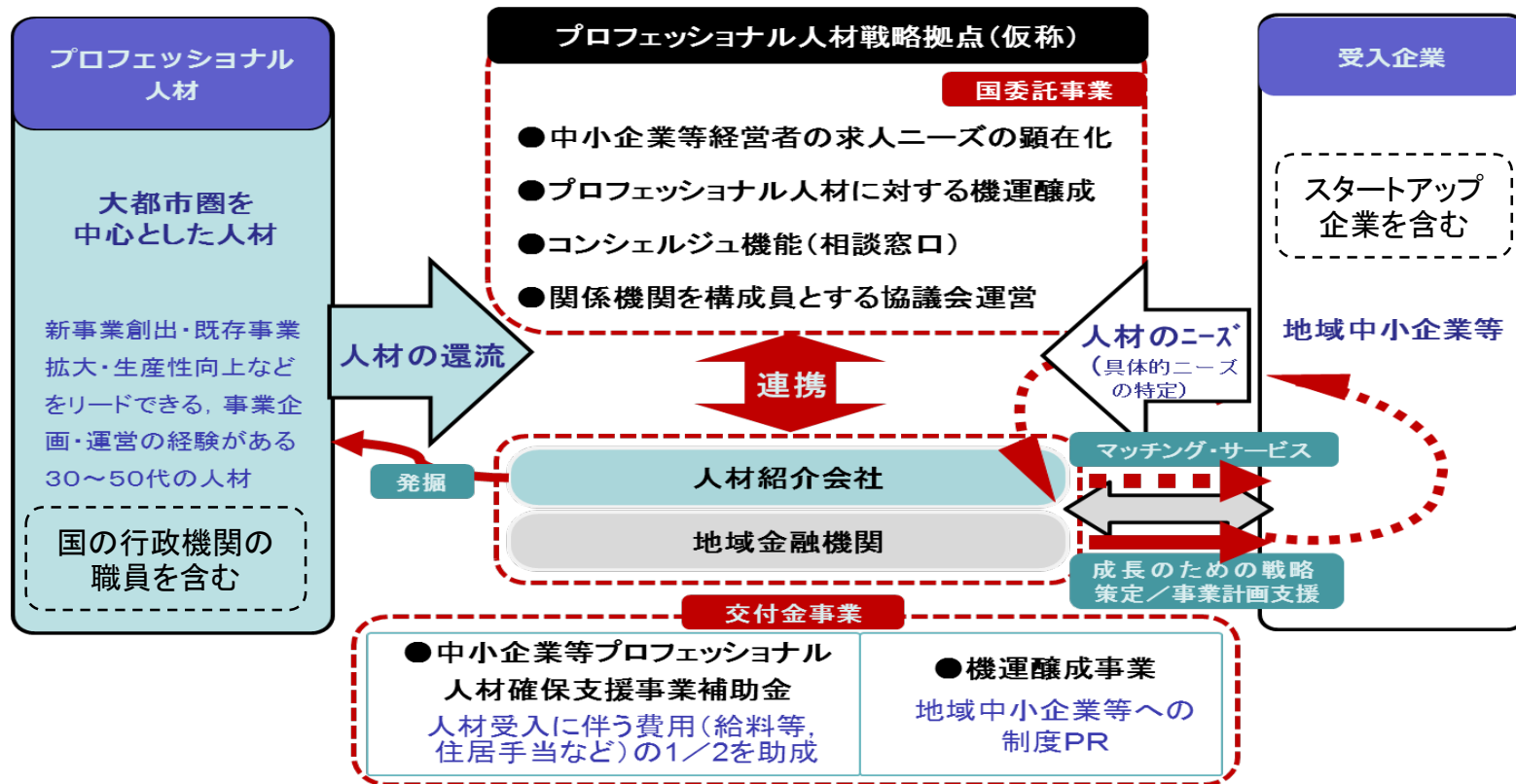
項目	内容
雇用条件の明確化のための「雇用相談センター」の設置	創業間もない企業等を中心に雇用ルールの周知徹底等を図るための「雇用指針」等を活用して、創業者に対して高度な個別相談等を行う「雇用相談センター」を設置
ワンストップセンターの設置	外国人を含めた起業・開業支援のため、登記、税務、年金、定款認証等の創業時に必要な各種申請のための窓口を集約。相談を含めた総合的な支援を実施。
定款認証を行う公証人の柔軟な配置	公証人は公証役場において職務を行う必要があるが、役場外の「ワンストップセンター」における定款認証が可能であることを明確化
創業人材等の多様な外国人の受入促進	創業人材について、地方自治体による事業計画の審査等を要件に、「経営・管理」の在留資格の基準を緩和

## ◆提案する規制の特例措置等

項目	規制内容	根拠法令	提案内容
法人税の引き下げ	国においては、「成長志向の法人税改革」を掲げ、これまでも法人税の引き下げを行い、更に法人実効税率20%台を目指すとされている。	法人税法	創業期(創業後5年間等)における法人税の更なる引き下げ
法人税算定における補助金の益金不算入	法人税の算定に当たり、補助金は益金に算入するが、固定資産に係る補助においては、法人税が増となるケースがある。 ⇒ 補助金の効果が十分に発揮されない。	法人税法基本通達	一定の目的に係る補助金の益金不算入

# 3 創業支援

## プロフェッショナル人材マッチング支援(H27～)【再掲】



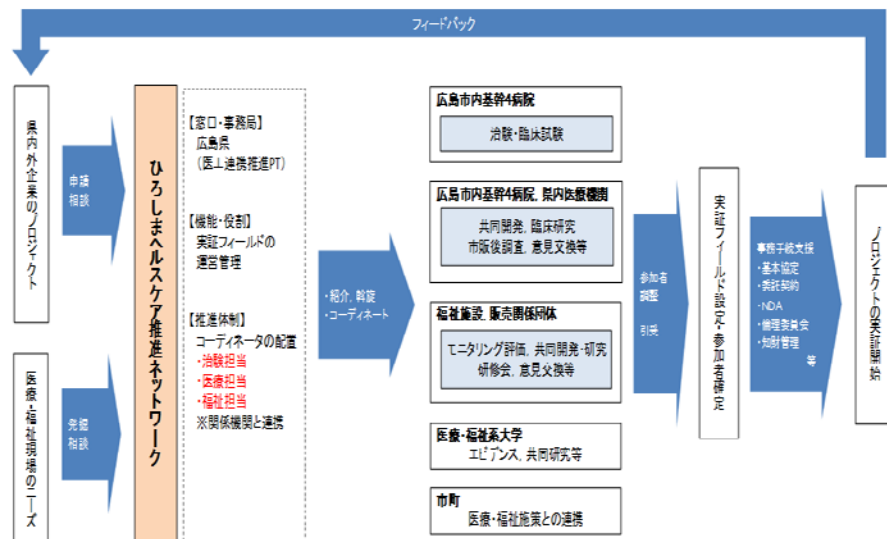
### ◆活用する規制改革メニュー

項目	内容
官民の人材流動化促進	
<b>追加</b> 国家公務員に係る退職手当の特例	労働市場の流動性向上, 特にスタートアップ企業における優秀な人材確保を目的に, 国に勤務する人材をスタートアップ企業で働きやすくするため, 一定期間内に国に戻った場合に退職手当の算定について一定の配慮を行う。

# 3 創業支援

➤医療関連産業クラスターの形成を推進するため、医療機関・福祉施設などと連携し、医療機器等の様々な評価・臨床試験などを行うことのできる「ひろしまヘルスケア実証フィールド」を構築

➤27年5月に設置した推進組織「ひろしまヘルスケア推進ネットワーク」により、イノベーティブな付加価値の高い機器やサービスの開発や新たな仕組づくりを重点実証テーマとして展開



## ◆提案する規制の特例措置等

項目	規制内容	根拠法令	提案内容
薬事相談の受付や審査の優先実施	新たな医療機器等の製造販売承認に当たって必要な独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の審査に数か月から数年かかっており、長期間を要す。 ⇒ 企業の手続きに係る負担が大きい	医薬品医療機器等法	特区内での実証を踏まえて開発された医療機器等については、製造販売承認申請に関する薬事相談の受付や審査を優先的に実施

# 4 ビッグデータの収集・活用促進

## ◆提案する規制の特例措置

項目	規制内容	根拠法令	提案内容
○ビッグデータの収集・活用のための制度整備			
個人情報取扱事業者の義務等の特例	個人情報保護法において、学術研究機関と民間研究員では取扱に差がある。 ⇒ 学術研究機関の研究員と民間の研究員が共同研究を行う場合に、所属の違いにより情報の取扱義務に差があり、円滑な研究実施に課題	個人情報保護法	ビッグデータの処理・分析等に係る研究開発に参画する者(民間研究員)について、学術研究機関と同様な取扱
個人情報の利用目的の特例	個人情報の利用目的変更において、事前に第三者への提供を目的としていない場合はオプトアウトの措置が取れない。また、利用目的の変更においても制約がある。 ⇒ 個々の企業が保有する個人情報のビッグデータバンクへの提供に課題	個人情報保護法 経済産業分野を対象とするガイドライン	ビッグデータの処理・分析等に向けた研究開発が円滑に可能となるルールの明確化や関係条項の柔軟な運用
<b>追加</b> 車両運転に係る規制の明確化	車両の運転者は、運転者の視野等を妨げ、車両の安定を害するような車両を運転してはならないとされている。 ⇒ 公道における自動車を使用した実証実験で、眼鏡型装置による視野計測等の実施が困難	道路交通法第55条第2項	実証が可能となるよう規制の明確化又は柔軟な運用
<b>追加</b> 検査結果の本人通知の特例	脳機能・生理機能検査により収集した脳情報データ等について病気が疑われる場合に、本人に対して告知することはできない。 ⇒ 収集したデータの研究目的以外での取扱に課題	医師法17条	病気が疑われるデータ解析結果の本人への情報提供について、柔軟な運用
○無人自動飛行(ドローン)の技術実証のための制度整備			
電波強度・電波帯の緩和	現行制度において認められている出力が低く電波の届く範囲・距離に限られる。 ⇒ 大規模実証実験が困難	電波法	電波障害・混線等の生じない範囲で送信出力を増大